

平成30年度 通関士本試験

関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

試 験 問 題 （時間 1時間40分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第6問から第15問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第15問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、関税法第2条に規定する用語の定義に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により（イ）で採捕された水産物を含む。）又は（ロ）を受けた貨物を本邦に（（ハ）を経由するものについては、（ハ）を経て本邦に）引き取ることをいう。
- 2 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び（ニ）をいう。
- 3 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに（ホ）の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。

① 沿海通航船	② 外国往来船	③ 外国貿易船
④ 公海	⑤ 指定保税地域	⑥ 重加算税
⑦ 接続水域	⑧ 不納付加算税	⑨ 保税蔵置場
⑩ 保税地域	⑪ 輸出の許可	⑫ 輸出の承認
⑬ 輸入の許可	⑭ 利子税	⑮ 領海

第2問 次の記述は、関税の納税義務に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税は、関税法又は関税定率法その他関税に関する法律に別段の規定がある場合を除くほか、(イ) が、これを納める義務がある。
- 2 特定保税運送に係る外国貨物で、その発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないものについて、関税を課する場合には、(ロ) がその関税を納める義務を負う。
- 3 関税定率法第15条第1項(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けて輸入された貨物で、その免除に係る特定の用途以外の用途に供するため譲渡されたものについて、その免除を受けた関税を徴収する場合には、その(ハ) がその関税を納める義務を負う。
- 4 保税蔵置場にある外国貨物で亡失したものについて、関税を課する場合には、(ニ) がその関税を納める義務を負う。
- 5 船用品として外国貿易船に積み込むことについて税関長の承認を受けた外国貨物で、その承認の際に税関長が指定した期間内に当該外国貿易船に積み込まれなかったものについて、関税を課する場合には、(ホ) がその関税を納める義務を負う。

- | | | |
|--------------|-----------------|----------|
| ① 運送の承認を受けた者 | ② 外国貨物を亡失させた者 | |
| ③ 外国貿易船の船長 | ④ 貨物の所有者 | ⑤ 貨物の占有者 |
| ⑥ 貨物を運送する者 | ⑦ 貨物を保税蔵置場に入れた者 | |
| ⑧ 貨物を輸入する者 | ⑨ 譲渡を受けた者 | ⑩ 譲渡をした者 |
| ⑪ 船用品の所有者 | ⑫ 積込みの承認を受けた者 | |
| ⑬ 特定保税運送者 | ⑭ 保税蔵置場の許可を受けた者 | |
| ⑮ 輸入の許可を受けた者 | | |

第3問 次の記述は、関税の修正申告、更正の請求及び決定に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 納税申告をした者は、当該納税申告により納付すべき税額に (イ) がある場合には、当該納税申告について税関長の更正があるまでは、修正申告をすることができる。
- 2 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取られた貨物に係る更正の請求は、当該承認の日の翌日から起算して (ロ) を経過する日と (ハ) とのいずれか遅い日までの間に限り行うことができる。
- 3 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該納税申告がないときは、その (ニ) により、当該貨物に係る課税標準又は納付すべき税額を決定することとされており、その決定は、(ホ) を送達して行うこととされている。

① 1年	② 3年	③ 5年
④ 誤り	⑤ 確認	⑥ 貨物引き取りの日
⑦ 決定通知書	⑧ 更正通知書	⑨ 職権
⑩ 超過額	⑪ 調査	⑫ 納税告知書
⑬ 不足額	⑭ 輸入申告の日	⑮ 輸入の許可の日

第4問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の(イ)並びに課税標準となるべき数量及び価格(特例申告に係る貨物については数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な(ロ)を経て、その許可を受けなければならない。
- 2 本邦に本店又は主たる事務所を有しない法人である輸入申告を行うべき者が本邦にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合において、輸入申告を行う必要があるときは、その者は、当該輸入申告を行わせるため、本邦に本店又は主たる事務所を有する者で当該輸入申告を行うことにつき便宜を有するもののうちから(ハ)を定めなければならない。
- 3 輸入申告を行うべき者は、(ハ)を定めたとき、又はその定めた(ハ)を(ニ)したときは、当該(ハ)に係る輸入申告に係る税関長にその旨を届け出なければならない。
- 4 輸入申告を行った(ハ)は、当該輸入申告に係る輸入申告を行うべき者が関税法の規定により保存すべきこととされている(ホ)について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該(ホ)を提示しなければならない。

① 委託契約書類	② 解任	③ 確認
④ 形状	⑤ 検査	⑥ 再任
⑦ 種類	⑧ 審査	⑨ 税関事務管理人
⑩ 弾効	⑪ 帳簿書類	⑫ 通関代理人
⑬ 納税管理人	⑭ 品名	⑮ 輸入申告書

第5問 次の記述は、関税定率法第11条に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税定率法第11条に規定する減税の対象となる貨物は、加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から(イ)((イ)を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、(イ)を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物((ロ)のものについては、(ハ)と認められるものに限る。)である。
- 2 関税定率法第11条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、税関長が当該貨物の(ニ)のため必要と認めて指示したときは、その輸出の際に、(ホ)その他の(ニ)のための措置をとらなければならない。

- | | | |
|-----------------------------------|----------------|------|
| ① 1年 | ② 2年 | ③ 6月 |
| ④ 加工のため | ⑤ 加工又は修繕の明細の確認 | |
| ⑥ 関税の軽減額の計算 | ⑦ 組立てのため | |
| ⑧ 再輸入の確認 | ⑨ 修繕のため | |
| ⑩ 当該貨物に係る加工又は修繕のために輸出する旨を証する書類の提出 | | |
| ⑪ 当該貨物に係る関税の軽減額の計算の基礎を記載した明細書の提出 | | |
| ⑫ 当該貨物につき記号の表示 | | |
| ⑬ 本邦においてその加工をすることが困難である | | |
| ⑭ 本邦においてその修繕をすることが困難である | | |
| ⑮ 本邦の産業に実質的な損害を与えない | | |

第6問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特例輸入者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用することなく輸入申告を行う場合であっても、税関長の承認を受けることなく、その申告に係る貨物を保税地域に入れずに輸入申告を行うことができる。
- 2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる。
- 3 税関長は、輸入申告があった場合において、関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合において必要があるときは、当該便益を適用するために必要な書類を提出させることができる。
- 4 特例輸入者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用することなく輸入申告を行う場合であっても、その申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地を所轄する税関長以外のいずれかの税関長に対して、輸入申告をすることができる。
- 5 税関長は、原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、当該表示がある旨をその輸入申告をした者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない。

第7問 次の記述は、関税法第70条に規定する他の法令の規定に関する証明又は確認（他法令確認）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 課税価格の総額が20万円以下の貨物を輸入しようとする場合には、他法令確認を要することはない。
- 2 輸入される郵便物であっても他法令確認を要することがある。
- 3 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する物品のうち、その個人的な使用に供するものについては、他法令確認を要することはない。
- 4 特定輸出申告に係る貨物を輸出しようとする場合であっても他法令確認を要することがある。
- 5 総合保税地域における保税作業による製品である外国貨物を外国に向けて積み戻す場合には、他法令確認を要することはない。

第8問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率（以下「オーストラリア税率」という。）の適用を受けるための原産品申告書に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物について、関税法第73条第1項の規定に基づき輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受ける場合における原産品申告書の提出は、当該貨物に係る輸入申告後相当と認められる期間内にしなければならない。
- 2 オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物の課税価格の総額が25万円以下の場合には、原産品申告書の提出を要しない。
- 3 オーストラリア協定に基づく原産品申告書は、これに係る貨物の輸入申告の日において、その作成の日から6月以上を経過したものであってはならない。
- 4 オーストラリア協定に基づく原産品申告書とは、オーストラリアの発給機関が、オーストラリアに所在する輸出者又は生産者による申請に基づき、発給したものをいう。
- 5 オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物について、関税法第43条の3第1項の規定に基づき外国貨物を置くことの承認を受けようとする場合における原産品申告書の提出は、災害その他やむを得ない理由があると税関長が認める場合を除き、当該承認の申請の際にしなければならない。

第9問 次の記述は、保税運送に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 外国貨物である難破貨物をその所在する場所から開港に外国貨物のまま運送する場合においては、その所在する場所に税関が設置されておらず、当該運送をすることについて緊急な必要があるときであっても、当該運送について、その所在する場所を所轄する税関長の承認を受けなければならない。
- 2 日本郵便株式会社は、輸入される郵便物で関税法第76条の規定により日本郵便株式会社から税関長に提示され、税関職員による必要な検査が行われ、当該検査が終了したことについて税関長から日本郵便株式会社に通知があったものについて、税関空港相互間を運送しようとする場合には、税関長の承認を受けなければならない。
- 3 保税運送の承認に際し税関長が指定した運送の期間について、その指定された期間の延長の申請を行おうとする者は、当該承認をした税関長又は当該承認に係る貨物のある場所を所轄する税関長に当該申請に係る申請書を提出しなければならない。
- 4 税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して保税運送の承認を受けた者であっても、当該承認に係る外国貨物の運送に際しては、その都度、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。
- 5 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）がその運送中に運送する者の重大な過失により亡失した場合であって、その承認の際に税関長が指定した期間内に運送先に到着しないときは、当該承認を受けた者から、直ちにその関税が徴収される。

第10問 次の記述は、関税定率法第20条に規定する違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税を納付して輸入された貨物のうち、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる。
- 2 関税を納付して輸入された貨物のうち、輸入後において法令によりその販売が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる。
- 3 関税を納付して輸入された貨物のうち、個人的な使用に供する物品で通信販売により販売されたものであって、品質が当該物品の輸入者が予期しなかったものであるため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる。
- 4 関税を納付して輸入された貨物のうち、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、やむを得ないと認められる事由により輸出に代えて廃棄する場合であっても、その関税が払戻しされることはない。
- 5 関税を納付して輸入された布地であって、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合において、当該布地が輸入後に切断されているときは、当該切断が布地の素材としての性質及び形状を失わない程度の切断であっても、その関税が払戻しされることはない。

第11問 次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入貨物に係る特許権の使用に伴う対価のうち、当該輸入貨物を本邦において複製する権利に係るものについては、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 2 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、当該輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものは、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。
- 3 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送について、保険が付されていない場合には、通常要すると認められる保険料の額として税関長が公示する額が当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 4 輸入貨物の輸入の許可の時の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付けに要する役務の費用の額が、当該輸入貨物につき買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額に含まれている場合において、当該費用の額を明らかにすることができないときは、関税定率法第4条第1項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することはできない。
- 5 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される当該輸入貨物の容器の費用のうち、当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものの費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。

第12問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第48条に規定する経済産業大臣の輸出の許可及び承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 国際郵便により送付され、かつ、受取人の個人的使用に供される職業用具を輸出しようとする場合には、当該貨物が輸出貿易管理令別表第2の1の項の中欄に掲げるダイヤモンドに該当するときであっても、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。
- 2 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券により運送されたものを輸出する場合において、当該貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない。
- 3 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄及び同令別表第2の20の項の中欄に掲げる核燃料物質に該当する貨物であって、経済産業大臣の輸出の許可及び承認を要する貨物に該当するものを輸出しようとする場合であっても、経済産業大臣の輸出の許可を受けたときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。
- 4 財務大臣が貨物の輸出を行う場合には、当該貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するときであっても、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要しない。
- 5 経済産業大臣の輸出の承認の有効期間を延長する権限であって、経済産業大臣の指示する範囲内のものは、税関長に委任されるものとされている。

第13問 次の記述は、関税法第10章に規定する罰則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税法第110条第1項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、その情を知って当該貨物を有償又は無償で取得した者は、関税法に基づき罰せられることがある。
- 2 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れた場合における当該行為をした通関業者については関税法に基づき罰せられることがあるが、当該行為により関税を免れようと実行に着手してこれを遂げない場合における当該行為をした通関業者については関税法に基づき罰せられることはない。
- 3 関税法第109条（輸入してはならない貨物を輸入する罪）の犯罪に係る貨物については没収されることがあるが、その犯罪行為の用に供した船舶又は航空機については没収されることがない。
- 4 法人の従業者がその法人の業務について、関税法第111条第1項（許可を受けずに輸出入する等の罪）に該当する違反行為をした場合には、当該従業者が関税法に基づき罰せられることがあるほか、その法人に対しても罰金刑が科されることがある。
- 5 重大な過失により関税法第32条の規定に違反して税関長の許可を受けずに保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出した者は、関税法に基づき罰せられることはない。

第14問 次の記述は、関税法に規定する輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに意匠権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、認定手続を執ることなく、当該貨物を没収して廃棄することができる。
- 2 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定をするために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。
- 3 輸入差止申立てが受理された商標権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、当該商標権者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。
- 4 麻葉及び大麻は、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に該当する。
- 5 税関長は、風俗を害すべき書籍で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該書籍を輸入しようとする者にその積戻しを命じなければならない。

第15問 次の記述は、関税法に規定する輸出してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 著作権を侵害する物品であっても、出国する者がその出国の際に携帯して輸出するものである場合には、輸出してはならない貨物に該当しない。
- 2 税関長は、商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續において、その認定をするために必要があると認めるときは、専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。
- 3 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに意匠権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、その意匠権に係る輸出差止申立てが行われている場合に限り、認定手續を執ることができる。
- 4 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、認定手續を執ることなく、当該貨物を没収して廃棄することができる。
- 5 税関長は、輸出差止申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手續が終了するまでの間、当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第16問 次の記述は、関税を課する場合に適用する法令に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特例輸入者が保税地域に入れることなく電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸入申告をした貨物であって、輸入の許可を受けたものについては、当該輸入申告の日において適用される法令による。
- 2 機用品として航空機に積み込むことについて税関長の承認を受けた外国貨物で、その承認の際に税関長が指定する期間内に当該航空機に積み込まれないものについては、当該指定された積込みの期間が経過した時の属する日において適用される法令による。
- 3 賦課課税方式が適用される郵便物であって日本郵便株式会社から税関長に提示がされたものについては、当該提示がされた時の属する日において適用される法令による。
- 4 収容された外国貨物で、公売に付されるものについては、当該収容の時の属する日において適用される法令による。
- 5 保税蔵置場に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、その保税蔵置場に置くことが承認された日において適用される法令による。

第17問 次の記述は、関税の納期限に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。
- 2 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額については、特例申告書の提出期限までに納付しなければならない。
- 3 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。
- 4 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。
- 5 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が輸入申告に併せて納税申告を行った場合において、当該申告に係る関税を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨の申請書を当該申告に係る税関長に提出し、かつ、当該関税の額の一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を2月以内に限り延長することができる。

第18問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 本邦の船舶により公海で採捕された水産物を洋上から直接外国に向けて送り出す場合には、関税法に基づく輸出の手続を要する。
- 2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物について、特定委託輸出申告を行う場合には、本船扱いの手続を要することなく特定委託輸出申告を行うことができる。
- 3 輸出申告書に記載すべき貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とされている。
- 4 貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。）を業として輸出する者は、輸出申告に際して税関に提出したものを除き、当該貨物に係る製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類を、当該貨物の輸出の許可の日の翌日から5年間保存しなければならない。
- 5 特定委託輸出者が特定委託輸出申告を行う場合において、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港までの運送については、当該申告に係る輸出の許可後を含め、一の特定保税運送者が一貫して行わなければならない。

第19問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特例申告を行う場合は、特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。
- 2 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物であって、その課税標準となる価格の合計額が20万円以下のものに対する関税の率は、関税定率法第3条の3の規定に基づき少額輸入貨物に対する簡易税率によらなければならない。
- 3 輸入しようとする外国貨物で保税地域にあるものを、輸入者が輸入申告に際し見本として一時持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない。
- 4 輸出の許可を受けた貨物の全部について、外国に向けて送り出すことが取止めになり、当該貨物の全部を本邦に引き取る場合は、関税法に基づく輸入の手続を要する。
- 5 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を本邦に引き取る場合は、その水産物について、関税法に基づく輸入の手続を要しない。

第20問 次の記述は、関税の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査に係る税関による事前通知がある前に行われたものであるときは、過少申告加算税は課されない。
- 2 更正に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該更正により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、当該更正により納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として計算した金額を控除した税額を基礎として計算した過少申告加算税を課する。
- 3 過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額が10,000円未満である場合においては、過少申告加算税は課さず、当該税額に10,000円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てて計算する。
- 4 無申告加算税の額が5,000円未満である場合においては、これを徴収せず、当該無申告加算税の額に100円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- 5 過少申告加算税が課される場合において、納税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、その隠蔽したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の30の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課される。

第21問 次の記述は、保税蔵置場に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加しようとするときは、あらかじめ税関長の承認を受けなければならない。
- 2 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に入れた日から1年である。
- 3 保税蔵置場の許可を受けていた者が、当該許可に基づく地位を承継することにつきあらかじめ税関長の承認を受け、当該保税蔵置場の業務を譲り渡した場合において、その譲渡しの際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該業務を譲り渡した者は、当該外国貨物を当該保税蔵置場から出し終わるまでは、当該保税蔵置場についての義務を免れることができない。
- 4 保税蔵置場の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（承認取得者）が、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において、その場所を所轄する税関長に届け出て、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置こうとする場合には、その届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、保税蔵置場の許可を受けたものとみなされる。
- 5 保税蔵置場の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（承認取得者）は、当該承認について、10年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第22問 次の記述は、特例輸入者及び特定輸出者に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特定輸出者が貨物を保税地域に入れて輸出の許可を受けようとする場合には、その輸出申告を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うときであっても、当該輸出申告は当該保税地域の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 2 輸入しようとする貨物について関税暫定措置法第8条に規定する加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税の適用を受けようとする場合には、当該貨物を輸入しようとする者が特例輸入者であって、その輸入申告を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うときであっても、当該輸入申告は当該貨物を入れる保税地域の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 3 特例輸入者が行う特例申告については、当該申告に係る貨物を入れた保税地域の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 4 特定輸出者が保税地域に入れた貨物を輸入しようとする場合において、その輸入申告を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うときは、当該輸入申告を認定通関業者に委託しないときであっても、いずれかの税関長に対して当該輸入申告をすることができる。
- 5 特定輸出者は、特定輸出申告を行い税関長の輸出の許可を受けた特例輸出貨物が保税地域以外の場所にある場合において、当該貨物が亡失したときは、当該許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

第23問 次の記述は、関税定率法に規定する関税の免除又は払戻しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入の許可を受けて保税地域から引き取られた貨物について、その引き取り直後の輸送途上において、災害その他やむを得ない理由により当該貨物が損傷した場合には、当該貨物を速やかに当該保税地域に戻し、当該損傷の内容について税関長の確認を受けたときは、関税定率法第10条第2項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定による関税の払戻しを受けることができる。
- 2 本邦に来遊する外国の元首の配偶者に属する物品については、関税定率法第14条第2号（無条件免税）の規定による関税の免除を受けることはできない。
- 3 関税定率法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により製造用原料品に係る関税を免除する場合においては、税関長は、その免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。
- 4 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の日から2年を経過した後に輸入されるものについては、その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないものであっても、関税定率法第14条第10号（無条件免税）の規定による関税の免除を受けることはできない。
- 5 学術研究のため国が経営する研究所に寄贈された物品で輸入されるものについては、その輸入の許可の日から1年以内に学術研究以外の用途に供されないものに限り、関税定率法第15条（特定用途免税）の規定による関税の免除を受けることができる。

第24問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定において関税の譲許が定められている物品であって、マレーシアを原産地とするものについては、当該物品の当該協定に基づく関税率が関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に基づく関税率を超える場合を除き、当該特惠関税の便益を与えないものとされている。
- 2 関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に係る原産地証明書は、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除き、その証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸入者の申告に基づき、原産地の税関又は当該原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署若しくは商業会議所その他これに準ずる機関で税関長が適当と認めるものが発給したものでなければならない。
- 3 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特惠受益国等を原産地とする物品のうち、その原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して本邦へ向け運送されるものについては、その課税価格の総額が20万円以下である場合又は特例申告貨物である場合に限り、同条に規定する特惠関税の便益の適用を受けることができる。
- 4 関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に係る原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入の許可の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならないが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 経済が開発の途上にある国については、当該国が関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税の便益を受けることを希望するか否かにかかわらず、同条第1項に規定する特惠受益国等とされる。

第25問 次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入貨物の売手が当該輸入貨物に係る特許権の権利者（特許権者）の下請会社である場合において、当該輸入貨物の買手が当該特許権者に対して支払う当該輸入貨物に係る当該特許権の使用に伴う対価は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 2 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 3 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で直接に提供された物品に要する費用のうち、当該輸入貨物に組み込まれている我が国の法律に基づき表示されていることが義務付けられている事項のみが表示されているラベルに要する費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。
- 4 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される費用のうち、当該輸入貨物の包装作業に係る人件費は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 5 輸入貨物の生産に関連して、買手により無償で直接に提供された役務に要する費用のうち、当該輸入貨物の買手と特殊関係にある者が外国において開発した当該輸入貨物の製法に係る技術に要する費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。

第26問 次の記述は、関税率表の類注に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 第71類の類注において、「白金」とは、白金、パラジウム及びロジウムに限るものとされている。
- 2 第16類の類注において、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品であつて、これらの物品の含有量の合計が全重量の10%を超えるものは、第16類に属するものとされている。
- 3 第31類の類注において、第31.02項（窒素肥料）には純粋な硝酸アンモニウムを含まないものとされている。
- 4 第70類の類注において、光ファイバーは第70類（ガラス及びその製品）に含むものとされている。
- 5 第22類の類注において、第22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、温度20度におけるアルコールの容量分が0.5%以下の飲料をいうものとされている。

第27問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第52条に規定する経済産業大臣の輸入の承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣の輸入割当てを受けたときは、経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要しない。
- 2 経済産業大臣の輸出の承認を受けて本邦から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものであっても、当該貨物が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物に該当する場合には、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない。
- 3 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を有償で輸入しようとする場合において、当該貨物の総価額が18万円以下であるときは、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要しない。
- 4 本邦から出漁した船舶が外国の領海において採捕した水産動植物であって、当該船舶により輸入される貨物については、当該貨物が経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物に該当する場合であっても、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要しない。
- 5 経済産業大臣の輸入割当ては、貨物の数量により行うこととされており、貨物の価額により行われることはない。

第28問 次の記述は、関税法第8章に規定する不服申立てに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合には、財務大臣は、その審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされており、当該審査請求に参加する者から当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされていないときであっても、当該諮問をしなければならない。
- 2 関税の徴収に関する税関長の処分の取消しの訴えは、当該処分についての再調査の請求についての決定を経た後でなければ、提起することができない。
- 3 税関長が輸入されようとする貨物のうちに風俗を害すべき書籍に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるとして、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての審査請求をすることなく、当該取消しの訴えを提起することができる。
- 4 関税法の規定による税関長の処分について再調査の請求があったときは、税関長は、関税等不服審査会に諮問しなければならない。
- 5 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分に不服がある者は、当該処分は当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなし、再調査の請求をすることができる。

第29問 次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第7条第3項の規定による輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属の教示の求めは、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことはできない。
- 2 関税法第67条の規定による輸入の申告は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことはできない。
- 3 関税法第68条の規定による税関長の求めに応じ提出する輸入申告の内容を確認するために必要な契約書の提出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことはできない。
- 4 関税法第70条の規定による他の法令の規定により輸入に関して許可を必要とする貨物について、輸入申告の際、当該許可を受けている旨の税関への証明は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことはできない。
- 5 関税暫定措置法施行令第27条第1項の規定による関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に係る原産地証明書の提出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことはできない。

第30問 次の記述は、関税定率法第8条に規定する不当廉売関税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 不当廉売された貨物の輸入が当該貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与えるおそれがある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときは、不当廉売関税を課することができる。
- 2 関税定率法第8条第1項に規定する本邦の産業とは、不当廉売された貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいう。
- 3 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実の有無について、政府が調査を開始した場合において、当該貨物が小売に供されているときは、当該貨物の主要な消費者の団体は、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。
- 4 不当廉売関税は、不当廉売される貨物の正常価格と当該貨物の不当廉売価格との差額に相当する額と同額でなければならない。
- 5 政府は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該本邦の産業に利害関係を有する者からの求めがないときであっても、これらの事実の有無につき調査を行うものとされている。

平成30年度 通関士本試験

関税法，関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

解答・解説

※この解答は，平成30年7月1日施行法令に基づき作成しています。

〈H30年度 関税法・関税定率法その他 解答&難易度〉

≪配点≫

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第15問（各2点）	20点
択一式		第16問～第30問（各1点）	15点
合計			60点

【選択式】 語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項目	正解		ランク
第1問	定義	イ	④	A
		ロ	⑪	
		ハ	⑩	
		ニ	⑥	
		ホ	③	
第2問	関税の納税義務	イ	⑧	A
		ロ	⑬	
		ハ	⑩	
		ニ	⑭	
		ホ	⑫	
第3問	修正申告，更正の請求及び決定	イ	⑬	A
		ロ	③	
		ハ	⑮	
		ニ	⑪	
		ホ	⑦	
第4問	輸入通関	イ	⑭	B
		ロ	⑤	
		ハ	⑨	
		ニ	②	
		ホ	⑪	
第5問	加工又は修繕のため輸出された貨物の減税	イ	①	A
		ロ	④	
		ハ	⑬	
		ニ	⑧	
		ホ	⑫	

【選択式】 複数選択式：2点×10問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項目	正解	ランク
第6問	輸入通関	2, 3, 5	B
第7問	他法令の証明又は確認	2, 4	A
第8問	オーストラリア協定	1, 5	A
第9問	保税運送	3, 5	A
第10問	違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税	1, 2, 3	C
第11問	課税価格の決定の原則	2, 5	A
第12問	輸出貿易管理令	2, 5	B
第13問	罰則	1, 4	C
第14問	輸入してはならない貨物	3, 4	A
第15問	輸出してはならない貨物	2, 5	B

【択一式】 1点×15問

問	項目	正解	ランク
第16問	適用法令	3	A
第17問	納期限	5	A
第18問	輸出通関	5	C
第19問	輸入通関	2	A
第20問	加算税	5	A
第21問	保税蔵置場	4	A
第22問	特例輸入者及び特定輸出者	0	C
第23問	関税の免除又は払戻し	3	A
第24問	特恵関税	1	B
第25問	課税価格の決定の原則	5	A
第26問	関税率表の類注	5	A
第27問	輸入貿易管理令	4	C
第28問	不服申立て	5	A
第29問	NACCS法	0	C
第30問	不当廉売関税	4	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー④ ロー⑪ ハー⑩ ニー⑥ ホー③

（関税法2条1項1号，4号の2，11号）

第2問 正解 イー⑧ ロー⑬ ハー⑩ ニー⑭ ホー⑫

（関税法6条，65条2項，定率法15条2項，関税法45条1項，23条6項）

第3問 正解 イー⑬ ロー③ ハー⑮ ニー⑪ ホー⑦

（関税法7条の14第1項，7条の15第1項，7条の16第2項，4項）

第4問 正解 イー⑭ ロー⑤ ハー⑨ ニー② ホー⑪

（関税法67条，95条1項，2項，3項）

第5問 正解 イー① ロー④ ハー⑬ ニー⑧ ホー⑫

（定率法11条，定率法施行令4条2項）

（複数選択式）

第6問 正解 2, 3, 5

- 1 × 特例輸入者が、電子情報処理組織を使用して輸入申告を行う場合には、税関長の承認を受けることなく、その申告に係る貨物を保税地域に入れずに輸入申告を行うことができる（関税法67条の2第3項2号、施行令59条の6第3項）。
- 2 ○ 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる（関税法67条の2第2項）。
- 3 ○ 税関長は、輸入申告があった場合において、関税についての条約の特別の規定による便益を適用する場合において必要があるときは、当該便益を適用するために必要な書類を提出させることができる（68条）。
- 4 × 特例輸入者は、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができるが、その場合の輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない（67条の19、施行令59条の20第2項）。
- 5 ○ 税関長は、原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、当該表示がある旨をその輸入申告をした者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない（71条1項、2項）。

第7問 正解 2, 4

- 1 × 課税価格の総額が20万円以下の貨物を輸入する場合であっても、他法令の確認を要することがある（関税法70条）。
- 2 ○ 輸入される郵便物は、他法令の確認を要することがある（76条4項）。
- 3 × 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する物品については、個人的な使用に供するものであっても、他法令の確認を要することがある（70条）。
- 4 ○ 特定輸出申告に係る貨物を輸出しようとする場合であっても、他法令の確認を要することがある（70条）。
- 5 × 総合保税地域における保税作業による製品である外国貨物を外国に向けて積み戻す場合には、他法令の確認を要することがある（75条）。

第8問 正解 1, 5

- 1 ○ オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物について、**輸入許可前引取承認**を受ける場合における原産品申告書の提出は、当該貨物に係る**輸入申告後相当と認められる期間内**にしなければならない（関税法施行令61条4項）。
- 2 × オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物の課税価格の総額が**20万円**以下の場合には、原産品申告書の提出を要しない（61条1項2号イ(2)）。
- 3 × オーストラリア協定に基づく原産品申告書は、これに係る貨物の輸入申告の日において、その作成の日から**1年以上**を経過したものであってはならない（61条5項）。
- 4 × オーストラリア協定に基づく原産品申告書は、貨物の**輸出者、生産者、輸入者が自ら作成**した書類である（61条1項2号イ(2)）。
- 5 ○ オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物について、関税法43条の3第1項の規定に基づき外国貨物を置くことの承認（蔵入承認）を受けようとする場合における原産品申告書の提出は、災害その他やむを得ない理由があると税関長が認める場合を除き、当該**承認の申請の際**にしなければならない（36条の3第3項）。

第9問 正解 3, 5

- 1 × 外国貨物である**難破貨物**をその所在する場所から開港に外国貨物のまま運送する場合において、その所在する場所に税関が設置されておらず、当該運送をすることについて緊急な必要があるときには、**警察官**にあらかじめその旨を届け出なければならない（関税法64条1項）。
- 2 × 日本郵便株式会社は、輸入される郵便物で関税法76条の規定により日本郵便株式会社から税関長に提示され、税関職員による必要な検査が行われ、当該検査が終了したことについて税関長から日本郵便株式会社に通知があったものについて、**税関長に届け出る**ことにより、税関空港相互間を運送することができる（63条の9第1項）。
- 3 ○ 保税運送の承認に際し税関長が指定した運送の期間について、その指定された期間の延長の申請を行おうとする者は、当該承認をした**税関長又は当該承認に係る貨物のある場所を所轄する税関長**に当該申請に係る申請書を提出しなければならない（63条4項、施行令55条3項）。
- 4 × 税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して保税運送の承認を受けた者は、当該承認に係る外国貨物の運送に際しては、**1月ごと**に、運送目録を提示し、その確認を受けることができる（63条3項、施行令53条の2第2項）。
- 5 ○ 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）がその運送中に運送する者の重大な過失により亡失した場合であって、その承認の際に税関長が指定した期間内に運送先に到着しないときは、当該運送の承認を受けた者から、直ちにその関税が徴収される（65条）。

第10問 正解 1, 2, 3

- 1 ○ 関税を納付して輸入された貨物のうち、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる（定率法20条1項1号）。
- 2 ○ 関税を納付して輸入された貨物のうち、輸入後において法令によりその販売が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる（20条1項3号）。
- 3 ○ 関税を納付して輸入された貨物のうち、個人的な使用に供する物品で通信販売により販売されたものであって、品質が当該物品の輸入者が予期しなかったものであるため返送することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合には、その関税の払戻しを受けることができる（20条1項2号）。
- 4 × 関税を納付して輸入された貨物のうち、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、やむを得ないと認められる事由によりあらかじめ税関長の承認を受けて輸出に代えて廃棄した場合には、関税の払戻しを受けることができる（20条2項）。
- 5 × 関税を納付して輸入された布地であって、品質が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められるものを、その輸入の許可の日から6月以内に保税地域に入れ、返送のため輸出する場合において、当該布地が輸入後に切断されているとしても、当該切断が布地の素材としての性質及び形状を失わない程度の切断であれば、輸入貨物の性質及び形状に変更を加えたとはいえず、関税の払戻しを受けることができる（基本通達20-1(1)）。

第11問 正解 2, 5

- 1 × 輸入貨物に係る特許権の使用に伴う対価のうち、当該輸入貨物を本邦において複製する権利に係るものについては、当該輸入貨物の課税価格に含まれない（定率法4条1項4号）。
- 2 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、当該輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものは、買付手数料に該当し、当該輸入貨物の課税価格に含まれない（4条1項2号イ）。
- 3 × 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送について、保険が付されていない場合には、通常必要とされる保険料を見積もって加算することとはならない（4条1項1号、基本通達4-8(4)イ）。
- 4 × 輸入貨物の輸入の許可の時の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付けに要する役務の費用の額が、当該輸入貨物につき買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払いの総額に含まれている場合において、当該費用の額を明らかにすることができないときは、これを含んだ支払いの総額を現実支払価格として計算を行う（定率法施行令1条の4第1号）。
- 5 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される当該輸入貨物の容器の費用のうち、当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものの費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる（定率法4条1項2号ロ）。

第12問 正解 2, 5

- 1 × 輸出する貨物が輸出貿易管理令別表第2の1の項の中欄に掲げる**ダイヤモンド**である場合には、当該貨物が国際郵便により送付され、かつ、受取人の個人的使用に供される場合であっても、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要する（輸出令4条2項4号但書）。
- 2 ○ 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券により運送されたものを輸出する場合において、当該貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない（4条1項但書, 1号）。
- 3 × 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄及び同令別表第2の20の項の中欄に掲げる核燃料物質に該当する貨物であって、経済産業大臣の輸出の許可及び承認を要する貨物に該当するものを輸出しようとする場合には、経済産業大臣の輸出の許可及び承認を併せて受けることを要する（2条1号, 輸出規則1条1項3号）。
- 4 × **財務大臣**が貨物の輸出を行う場合に、輸出令の許可及び承認が不要となる旨の規定はない（輸出令13条参照）。
- 5 ○ 経済産業大臣の輸出の承認の**有効期間を延長**する権限であって、経済産業大臣の指示する範囲内のものは、**税関長に委任**される（12条2号ニ）。

第13問 正解 1, 4

- 1 ○ 関税法110条1項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、その情を知って当該貨物を有償又は無償で取得した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される（関税法112条1項）。
- 2 × 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れた場合における当該行為をした通関業者については10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処され、又はこれを併科され（110条2項）、当該行為により関税を免れようと実行に着手してこれを遂げない場合における当該行為をした通関業者も同様の例により罰せられる（110条3項）。
- 3 × 関税法109条（輸入してはならない貨物を輸入する罪）の犯罪に係る貨物については、当該貨物の没収に加え、その犯罪行為の用に供した船舶又は航空機も没収される（118条1項）。
- 4 ○ 法人の従業者がその法人の業務について、関税法111条1項（許可を受けないで輸出入する等の罪）に該当する違反行為をした場合には、当該従業者が関税法に基づき罰せられることがあるほか、その法人に対しても罰金刑が科される（117条1項）。
- 5 × 重大な過失により関税法32条の規定に違反して税関長の許可を受けないで保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出した者は、関税法に基づき、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科される（116条、115条の2第6号）。

第14問 正解 3, 4

- 1 × 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに意匠権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、**認定手続を経た後でなければ**、当該貨物を没収して**廃棄することはできない**（関税法69条の12第4項）。
- 2 × 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定をするために必要があると認めるときは、**農林水産大臣**に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる（69条の18第1項）。
- 3 ○ 輸入差止申立てが受理された**商標権者**は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、当該商標権者がその**見本の検査**をすることを承認するよう**申請することができる**（69条の16第1項）。
- 4 ○ **麻葉及び大麻**は、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除き、**輸入してはならない貨物に該当する**（69条の11第1項1号）。
- 5 × 税関長は、**風俗を害すべき書籍**で輸入されようとするものについては、当該貨物を輸入しようとする者に**通知**をしなければならない（69条の11第1項7号、3項）。

第15問 正解 2, 5

- 1 × 著作権を侵害する物品であって、出国する者がその出国の際に携帯して輸出するものである場合に、輸出してはならない貨物に該当しない旨の規定はない。
- 2 ○ 税関長は、**商標権**を侵害する貨物に該当するか否かについての**認定手続**において、その認定をするために必要があると認めるときは、**専門委員**に対し、当該認定のための参考となるべき**意見**を求めることができる（関税法69条の5）。
- 3 × 税関長は、輸出されようとしている貨物のうちに意匠権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、その意匠権に係る**輸出差止申立てが行われている場合に限らず**、認定手続を執らなければならない（69条の3）。
- 4 × 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、**認定手続を執らなければならない**（69条の3）。
- 5 ○ 税関長は、輸出差止申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間、当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に**供託すべき旨を命じることができる**（69条の6第1項）。

【択一式】

第16問 正解 3

- 1 × 特例輸入者が保税地域に入れることなく電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸入申告をした貨物であって、輸入の許可を受けたものについては、当該**許可の日**において適用される法令による（関税法4条1項5号の3，5条1号，67条の2第3項3号，施行令59条の6第3項）。
- 2 × 機用品として航空機に積み込むことについて税関長の承認を受けた外国貨物で、その承認の際に税関長が指定する期間内に当該航空機に積み込まれないものについては、**積込みの承認を受けた日**において適用される法令による（関税法4条1項5号）。
- 3 ○ 賦課課税方式が適用される郵便物であって日本郵便株式会社から税関長に提示がされたものについては、当該**提示がされた時の属する日**において適用される法令による（4条1項6号，5条1号）。
- 4 × 収容された外国貨物で、公売に付されるものについては、当該**公売の時の属する日**において適用される法令による（4条1項7号，5条1号）。
- 5 × 保税蔵置場に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、**輸入の許可の日の法令**による（5条2号）。

第17問 正解 5

- 1 ○ 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない（関税法9条4項）。
- 2 ○ 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額については、特例申告書の提出期限までに納付しなければならない（9条2項1号）。
- 3 ○ 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない（9条2項5号）。
- 4 ○ 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない（9条3項）。
- 5 × 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が輸入申告に併せて納税申告を行った場合において、当該申告に係る関税を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨の申請書を当該申告に係る税関長に提出し、かつ、当該関税の一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を3月以内に限り延長することができる（9条の2第1項）。

第18問 正解 5

- 1 ○ 本邦の船舶により公海で採捕された水産物は**内国貨物**であり、これを洋上から直接外国に向けて送り出すことは**輸出に該当**し、関税法に基づく輸出の手続を要する（関税法2条1項4号、基本通達2-5(2)）。
- 2 ○ 外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物について、**特定委託輸出申告**を行う場合には、**本船扱いの手続を要することなく**特定委託輸出申告を行うことができる（67の2-1）。なお、特定輸出申告、特定製造者貨物輸出申告を行う場合も同様である。
- 3 ○ 輸出申告書に記載すべき貨物の数量は、**財務大臣**が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とされている（関税法施行令59条の2第1項）。
- 4 ○ 貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。）を業として輸出する者は、輸出申告に際して税関に提出したものを除き、当該貨物に係る製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類を、当該貨物の輸出の許可の日の翌日から**5年間**保存しなければならない（関税法94条2項、施行令83条8項）。
- 5 × 特定委託輸出者が特定委託輸出申告を行う場合において、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港までの運送については、特定保税運送者に委託しなければならない（関税法67条の3第1項）。この場合、一の特定保税運送者が一貫して運送するのが原則であるが、**輸出の許可後は他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えない**（基本通達67の3-2-2）。

第19問 正解 2

- 1 ○ 特例申告を行う場合は、特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、**当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない**（関税法7条の2第2項）。
- 2 × 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、その課税標準となる価格の合計額が20万円以下か否かにかかわらず、**入国者の輸入貨物に対する簡易税率**による（定率法3条の2，別表の付表第1）。なお、入国する者が貨物の全部について簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りではない。
- 3 ○ 輸入しようとする外国貨物で保税地域にあるものを、輸入者が輸入申告に際し見本として一時持ち出そうとする場合には、**税関長の許可（見本の一時持ち出しの許可）**を受けなければならない（関税法32条）。
- 4 ○ 輸出の許可を受けた貨物は外国貨物であり、その全部について、外国に向けて送り出すことが取止めになり、当該貨物の全部を本邦に引き取ることは**輸入に該当し、関税法に基づく輸入の手続を要する**（2条1項1号）。
- 5 ○ 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は**内国貨物**であり、これを本邦に引き取ることは輸入に該当せず、**輸入の手続を要しない**（2条1項4号）。

第20問 正解 5

- 1 ○ 修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について**更正があるべきことを予知してされたものでない場合**において、その申告に係る関税についての調査に係る税関による**事前通知がある前**に行われたものであるときは、過少申告加算税は**課されない**（関税法12条の2第4項）。
- 2 ○ 更正に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該更正により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて**正当な理由があると認められるものがある場合には、当該更正により納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として計算した金額を控除した税額を基礎として計算した過少申告加算税を課する**（12条の2第3項1号）。
- 3 ○ 過少申告加算税の額の計算の基礎となる税額が**10,000円未満**である場合においては、過少申告加算税は**課さず**、当該税額の**10,000円未満の端数**がある場合においては、これを**切り捨てて計算する**（12条の2第5項、12条3項）。
- 4 ○ 無申告加算税の額が**5,000円未満**である場合においては、これを**徴収せず**、当該無申告加算税の額に**100円未満の端数**がある場合においては、これを**切り捨てる**（12条の2第7項、12条4項）。
- 5 × 過少申告加算税が課される場合において、納税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を**隠蔽し、その隠蔽したところに基づき納税申告をしていたときは、当該納税義務者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額の相当する重加算税が課される**（12条の4第1項）。

第21問 正解 4

- 1 × 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない（関税法44条1項）。
- 2 × 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から**2年**である（43条の2第1項）。
- 3 × 保税蔵置場の許可を受けていた者が、当該許可に基づく地位を承継することにつきあらかじめ税関長の承認を受け、当該保税蔵置場の業務を譲り渡した場合において、その譲渡しの際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該業務を譲り渡した者は、当該外国貨物を当該保税蔵置場から出し終わるまでは、当該保税蔵置場についての義務を免れることはできない旨の**規定はない**。
- 4 ○ 保税蔵置場の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（承認取得者）が、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において、その場所を所轄する税関長に届け出て、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置こうとする場合には、その届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、保税蔵置場の許可を受けたものとみなされる（50条2項）。
- 5 × 保税蔵置場の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（承認取得者）は、当該承認について、**8年**ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（50条4項）。

第22問 正解 0

- 1 × **特定輸出者**が貨物を保税地域に入れて輸出の許可を受けようとする場合であっても、その輸出申告を**電子情報処理組織（NACCS）**を使用して行う場合には、当該輸出申告は**いずれかの税関長**に対してすることができる（関税法67条の3、施行令59条の7第3項）。
- 2 × 輸入しようとする貨物について関税暫定措置法8条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の適用を受けようとする場合において、当該貨物を輸入しようとする者が**特例輸入者**であって、その輸入申告を**電子情報処理組織（NACCS）**を使用して行う場合には、当該輸入申告は**いずれかの税関長**に対してすることができる（関税法67条の19、施行令59条の20第2項）。
- 3 × 特例輸入者が行う**特例申告**については、当該貨物について**輸入の許可をした税関長**に対してしなければならない（関税法7条の2第2項）。
- 4 × **特定輸出者**が保税地域に入れた貨物を**輸入**しようとする場合には、その輸入申告を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うときであっても、いずれかの税関長に対して当該輸入申告ができる旨の**規定はない**。
- 5 × 特定輸出者は、特定輸出申告を行い税関長の輸出の許可を受けた特例輸出貨物が保税地域以外の場所にある場合において、当該貨物が**亡失**したときは、当該許可をした税関長に対し、直ちに**届け出なければならない**（67条の5、45条3項）。

第23問 正解 3

- 1 × 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる（定率法10条2項）。保税地域から引き取られた貨物については、災害その他やむを得ない理由により損傷した場合であっても、関税の払戻しを受けることはできない。
- 2 × 本邦に來遊する外国の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。）又はこれらの者の随員に属する物品については、無条件免税の適用を受けることができる（14条2号）。
- 3 ○ 関税定率法13条1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により製造用原料品に係る関税を免除する場合においては、税関長は、その免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる（13条3項）。
- 4 × 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないものであって、輸入されるものについては、無条件免税の適用を受けることができる（14条10号）。再輸入についての期間の制限はない。
- 5 × 学術研究のため国が経営する研究所に寄贈された物品で輸入されるものについては、その輸入の許可の日から2年以内に学術研究以外の用途に供されないものに限り、関税定率法15条（特定用途免税）の規定による関税の免除を受けることができる（15条1項）。

第24問 正解 1

- 1 ○ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定において関税の譲許が定められている物品であって、マレーシアを原産地とするものについては、当該物品の当該協定に基づく関税率が関税暫定措置法8条の2に規定する**特惠関税に基づく関税率を超える場合を除き、当該特惠関税の便益を与えないもの**とされている（暫定措置法施行令25条4項3号、19条の2）。
- 2 × 特惠関税に係る原産地証明書は、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除き、その証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の**輸出者の申告**に基づき、原産地の税関又は当該原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署若しくは商業会議所その他これに準ずる機関で税関長が適当と認めるものが発給したものでなければならない（暫定措置法施行令27条4項）。
- 3 × 特惠受益国を原産地とする物品のうち、その原産地である特惠受益国等から**非原産国を経由**して本邦に向けて運送されるものについては、当該非原産国において運送上の理由による**積替え及び一時蔵置**以外の取扱いがされなかったもの及び非原産国における**一時蔵置又は博覧会、展示会**その他これらに類するものへの**出品**のため輸出された物品で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるものについては、特惠関税の適用を受けることができる（31条1項2号、3号）。課税価格の総額が20万円以下である場合又は、特例申告貨物である場合に**限られない**。
- 4 × 特惠関税に係る原産地証明書は、その証明に係る物品についての**輸入申告の日**において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならないが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない（29条）。
- 5 × 特惠受益国等とは、経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であって、関税について**特別の便益を受けることを希望するもの**のうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるものをいう（暫定措置法8条の2第1項）。

第25問 正解 5

- 1 ○ 輸入貨物の売手が当該輸入貨物に係る特許権の権利者（特許権者）の下請会社である場合において、当該輸入貨物の買手が当該特許権者に対して支払う当該輸入貨物に係る当該特許権の使用に伴う対価は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる（定率法基本通達4-13(4)ニ）。
- 2 ○ 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる（定率法4条1項1号）。
- 3 ○ 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で直接に提供された物品に要する費用のうち、当該輸入貨物に組み込まれている我が国の法律に基づき表示されていることが義務付けされている事項のみが表示されているラベルに要する費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれない（基本通達4-12(1)）。
- 4 ○ 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される費用のうち、当該輸入貨物の包装作業に係る人件費は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる（定率法基本通達4-11）。
- 5 × 輸入貨物の生産に関連して、買手により無償で直接に提供された役務に要する費用のうち、当該輸入貨物の買手と特殊関係にある者が外国において開発した当該輸入貨物の製法に係る技術に要する費用は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる（定率法施行令1条の5第4項）。

第26問 正解 5

- 1 × 第71類の類注において、「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びビルテニウムをいう（71類注4(B)）。
- 2 × 第16類の類注において、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、第16類に属する（16類注2）。
- 3 × 第31類の類注において31.02項（窒素肥料）には、純粋な硝酸アンモニウムを含む（31類注2(a)(ii)）。
- 4 × 第70類の類注において、光ファイバーは70類（ガラス及びその製品）に含まないとされている（70類注1(d)）。光ファイバーは90類に含まれる。
- 5 ○ 第22類の類注において、22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、温度が20度におけるアルコールの容量分が0.5%以下の飲料をいうものとされている（22類注2，注3）。

第27問 正解 4

- 1 × 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする場合においては、経済産業大臣の輸入割当てを受けた後に、輸入承認を受けることを要する（輸入令4条1号、9条1項）。
- 2 × 経済産業大臣の輸出の承認を受けて本邦から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものについては、当該貨物が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）附属書Iに掲げる種に属する植物に該当するとしても、経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要しない（14条1号、別表第1第17号の2、告示第3号の(1)）。
- 3 × 経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を無償で輸入しようとする場合において、当該貨物の価格が18万円以下であるときは、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要しない（輸入令9条1項、14条1号、別表第1第1号、告示第1号の3）。
- 4 ○ 本邦から出漁した船舶が外国の領海において採捕した水産動植物であって、当該船舶により輸入される貨物については、当該貨物が経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物に該当する場合であっても、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要しない（輸入令14条1号、別表第1第17号）。
- 5 × 経済産業大臣の輸入割当ては、貨物の数量により行うが、それが困難であり又は適当でない場合には、貨物の価額により行うことができる（輸入令9条2項）。

第28問 正解 5

- 1 × 関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合には、財務大臣は、その**審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出**がされており、当該審査請求に**参加する者から当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされていない**ときには、当該諮問をしない（関税法91条1号）。
- 2 × 関税の徴収に関する税関長の処分の取消しの訴えは、当該処分についての**審査請求に対する裁決を経た後**でなければ、提起することができない（93条）。
- 3 × 税関長が輸入されようとしている貨物のうちに風俗を害すべき書籍に該当すると認めるに相当の理由があるとして、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての**審査請求に対する裁決を経た後**でなければ、当該取消しの訴えを提起することはできない（93条2号）。
- 4 × 関税法の規定による税関長の処分について再調査の請求があったときに、税関長が、関税等不服審査会に諮問しなければならない旨の**規定はない**。
- 5 ○ 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分に不服がある者は、当該処分は**当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなし**、再調査の請求をすることができる（89条1項、2項）。

第29問 正解 〇

- 1 × 関税法7条3項の規定による輸入貨物に係る**関税率表の適用上の所属の教示の求め**は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる（NACCS法施行令別表1）。
- 2 × 関税法67条の規定による**輸入の申告**は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる（別表39）。
- 3 × 関税法68条の規定による**税関長の求めに応じ提出する輸入申告の内容を確認するために必要な契約書の提出**は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる（別表42）。
- 4 × 関税法70条の規定による**他の法令により輸入に関して許可を必要とする貨物**について、**輸入申告の際**、当該許可を受けている旨の**税関への証明**は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる（別表44）
- 5 × 関税暫定措置法施行令27条1項の規定による**関税暫定措置法8条の2に規定する特惠関税に係る原産地証明書**の提出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる（別表72の3）。

第30問 正解 4

- 1 ○ 不当廉売された貨物の輸入が当該貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与えるおそれがある場合において、**当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときは、不当廉売関税を課することができる**（関税定率法8条1項）。
- 2 ○ 関税定率法8条1項に規定する本邦の産業とは、不当廉売された貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が**相当の割合以上である本邦の生産者をいう**（不当廉売関税に関する政令4条1項）。
- 3 ○ 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実の有無について、政府が調査を開始した場合において、当該貨物が小売に供されているときは、当該貨物の主要な消費者の団体は、当該調査に関し、**財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる**（12条の2第1項）。
- 4 × 不当廉売関税は、不当廉売される貨物の正常価格と当該貨物の不当廉売価格との差額に相当する額と**同額以下**でなければならない（定率法8条1項）。
- 5 ○ 政府は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、**当該本邦の産業に利害関係を有する者からの求めがないときであっても、これらの事実の有無につき調査を行うものとする**（8条5項）。